

3 開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要することについて

開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要する場合について、今回新たに障害として評価することとしました（第12級）。

「開口障害等を原因として」…

⇒開口障害、不正咬合、そしゃく関与筋群の脆弱化等を原因としてそしゃくに相当時間を要することが医学的に確認できる場合をいいます。

「そしゃくに相当時間を要する場合」…

⇒日常の食事において食物のそしゃくはできるものの、食物によってはそしゃくに相当時間を要することがある場合をいいます。



このリーフレットの内容につきましてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労災補償課又は厚生労働省労働基準局労災補償部補償課までお問い合わせください。